

伐木収集作業時における跳ね上がり枝との接触事故

【発生日時】 令和7年 5月 14日 11:15分頃
【発生場所】 E19中央自動車道 西宮線 下り249.8KP付近 側道部
【業務名】 2025年度 中央自動車道 ●●管内維持修繕業務
【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
【当事者】 作業員: ██████████

【事象概要】 盛土のり面に繁茂したニセアカシアを伐採してパッカー車に積込む際、機械作動時に樹木が跳ね上がり作業員の顎に接触し、負傷したものの。

【被害状況】 人的被害：作業員1名 右側下顎打撲症(軽傷)
物的被害：なし

【時系列】

5/14

- 11:15頃 事象発生。
- 11:20頃 現場責任者よりメンテ担当職員に連絡。担当職員から担当課長へ連絡。
- 11:30頃 担当職員からメンテ事業所長へ報告。
- 11:30頃 担当職員よりメンテ本社に報告。
- 11:30頃 担当職員から██████(保)へ報告。
- 11:45頃 被災作業員が事務所帰着。メンテ社員と●●病院へ受診に向かう。
- 13:30～17:00頃
安全大会にて当該事象に関する小集団活動を実施。
- 14:20頃 CT検査の結果、右顎打撲と診断されたものの、噛み合わせに不具合も生じているためかかりつけの歯科医院を16:30頃から受診。
- 17:00頃 歯科医院より右側下顎打撲症で全治1週間と診断。

5/15

被災者家族の申し出により大事をとって休暇

5/16

被災者作業復帰

【公表・非公表】 —
【報道等】 —
【警察所見】 —

発生場所



下り線 249.8KP 盛土のり面



【再現写真】

再現写真(パッカー一積込時)



再現写真(パッカー作動による跳ね返り)

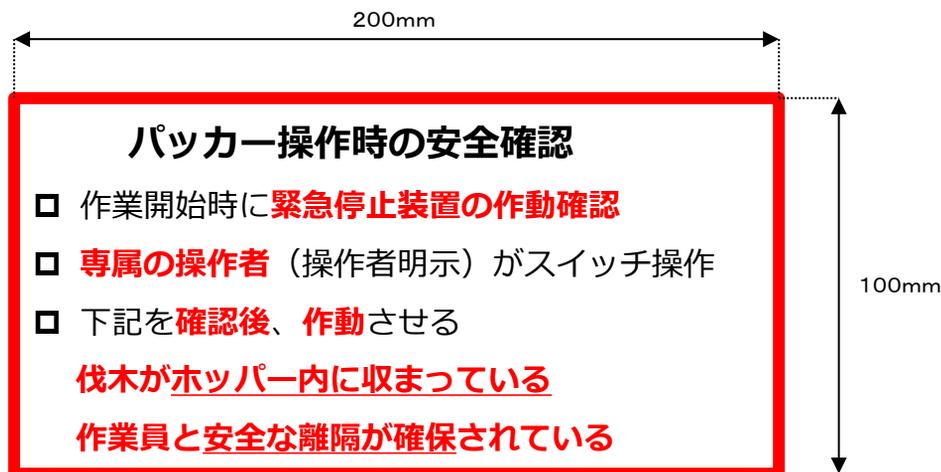


【原因】

- ① 被災者は、積込んだ樹木がパッカー車からはみ出ている（再現写真参照）のは認識していたが、樹木との離隔が確保されているため安全だと思っていた。
- ② 跳ね返る恐れのある長さでパッカー車へ積込んでしまった。
- ③ パッカーを作動させる専属作業員（パッカー操作者）を配置していたものの、積込作業員の安全な離隔が保持できているかの確認ができていなかった。

【再発防止対策】

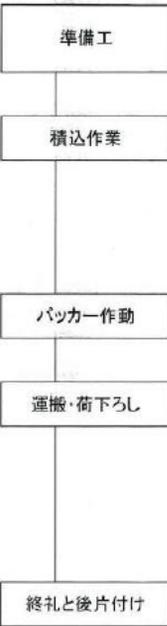
- ① 積込む伐採木を予めホッパーの幅に収まる長さに切断した後に積込む。
- ② パッカー操作者は、積込まれた樹木がホッパー内に収められていることと積込作業員が安全な離隔が保持できていることを互いに確認した後に作動させる。
- ③ ①～②について、作業手順書の改訂を行い、**着手前に職長中心に作業員全員で手順書を確実に把握し、現場到着後、リスクアセスメントによる現場KYを徹底する。**
- ④ パッカー車側面の作動スイッチ付近で操作者が確認できる位置に下記のプレート
を掲示して安全確認の徹底を図る。



改訂後の作業手順書

バックカー車の積み込みの作業手順

・草や伐採木をバックカー車に積み込む作業(かま・ナタ・ノコギリ・チェーンソー)
 【必要な資格】 位木の業務に関わる特別教育



内 容	注 意 事 項
・作業打ち合わせ (KY活動) ・バックカー車の点検 ・作業人員の確認 ・保護員の点検	・リスクアセスメントによる危険予知の実施 ・ 班長を中心に作業員全員で手順書を確実に把握すること ・積み込みの作動状況及び緊急停止装置の作動確認 ・作業分担と配置の確認 ・保護員の点検及び確認
・ 現場到着後、リスクアセスメントによる現場KYの実施 ・危険物(ゴミ等)の除去 ・伐採木等を積み込む	・バックカー車の中にむやみに体や手を近づけないこと ・危険物(ゴミなど)は前もって除去する ・ バックカー作動スイッチ操作をする専属作業員を配置する。(ヘル帯にて「操作者」の明示を図ること) ・積み込む樹木は予め、ホッパーの横幅に収まる長さで切断すること ・ 樹木等を積み込む際は、バックカーが作動しておらず、停止していることを確認した後にを行うこと ・一度にホッパーからあふれ出す量の積み込みは行わない ・伐採した樹木等は速やかに積み込むことを前提とするが、バックカーの荷下ろし等の状況によりやむを得ず仮置きする際は、風の有無に係わらず必ず飛散防止ネットを使用して対策を講じる。
・バックカー作動操作者により作動させる	・ バックカー作動操作者は作動前に積み込まれた樹木等がホッパーの幅におさまられていること、投入口より積込作業員の安全な距離が保持できていることについて、お互いに確認できた後に作動させる。(明確な確認方法として、声を掛け合うこともしくは警告によること) ・積込作動は必ず「單獨」で行うこと
・指定された搬入先へ運搬して荷下ろしする ・荷下ろし	・ バックカー車の運行については、必ず運転手と運転助手の2名体制で行うこと ・道路交通法を遵守して運行を行う ・ 側道通行時には道路幅員に留意しつつ、脱輪には特に注意すること ・ 車両後退時は後退箇所と誘導について、入念に打ち合わせを行い、車両の接触事故防止に努めること ・荷下ろしの際は、運転助手によって、周囲に人の立入がないことを確認して後に荷下ろしを行うこと ・その際、運転助手もリアゲート(搬出口)からの安全な距離を運転手とお互いに確認すること
・バックカー車ホッパー内の清掃 ・終礼の実施	・ リアゲートを上げた状態でゲート内に立ち入る際は、必ず落下防止板を使用して油圧異常が生じた場合にも閉じ込められないようにすること ・ 終礼時には必ず班長を中心に作業員全員で手順どおりに作業を実施できたか確認すること

注意事項

- ・緊急作動停止装置の作動点検を午前1回と午後1回実施すること
- ・作動装置に異常が見つかった場合は積み込みを中止して担当者に連絡すること
- ・チェーンソー使用時は有資格者により作業を行う。(資格証を所持する)
- ・1人作業の禁止
- ・第三者被害や事故を発生させた場合のこの重要性を十分理解・認識をする

安全器具・保護具確認 ヘルメット・安全チョッキ 殺虫剤・ボイズリムバー・熱中症グッズ・涼しん帽 使用機械別使用保護具を参照・操作者明示 【ケーブル事故防止対策】コンパネ・シュート 「蜂死体検査レベル3以上」の方:エビベン
使用機械 バックカー車